

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月12日（月）午前9時01分から午前9時11分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

### 農業委員（9名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

### 農地利用最適化推進委員（4名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（3名）

7番	福原	義明
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎

## 5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ  
いて

報告第11号 使用貸借合意解約書の受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、5月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員  
9名、推進委員4名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議  
が成立します。

議事録署名者の指名を行います。3番の田澤一委員と4番の浅利進委員  
を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第13号につきましては、5番阿部雄一郎委員、6番須藤和委員が  
関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31  
条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

（5番阿部雄一郎委員、6番須藤和委員 退席）

- 会 長 議案第 13 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。  
農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
事務局より説明願います。
- 事務局 議案第 13 号について説明いたします。  
今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 4 件、賃貸借権設定が 4 件です。  
3 ページをお開きください。  
所有権移転の整理番号 11 番は、境森東栄田の田 5 筆、合計 8,557 m<sup>2</sup>です。  
親から子への贈与となっております。  
次に、整理番号 12 番は、大根子宮元の田、3,022 m<sup>2</sup>です。  
譲受人が経営規模拡大のため取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。  
4 ページをお開きください。  
整理番号 13 番は、大袋二本柳の田 6 筆、大袋松元の畑 1 筆、大袋松下の田 2 筆と畑 1 筆、大袋松本の田 7 筆と畑 1 筆、合計 13,291 m<sup>2</sup>です。  
親から子への贈与です。  
5 ページをお開きください。  
整理番号 14 番は、大曲船橋の畑 2 筆、合計 1,723 m<sup>2</sup>です。  
譲受人がりんごの規模拡大を図るため取得を希望し、譲渡人に申し出て売買することとなったものです。  
6 ページをお開きください。  
賃貸借権設定の整理番号 5 番は、川部中西田の田 4 筆と下船橋の田 1 筆の合計 13,092 m<sup>2</sup>です。  
賃貸人が体調不良により耕作困難となったため、農業委員会に相談があったもので、農業委員会が受け手をあつせんして貸借することとなったものです。  
賃貸人の回復状況を見ながらということで、貸借期間は 1 年間に設定しております。  
次に、整理番号 6 番は、川部亀岡の畑 2 筆と下船橋の畑 1 筆の合計 4,976 m<sup>2</sup>です。  
貸借の経緯は、整理番号 5 番と同様です。  
7 ページをお開きください。

整理番号7番は、大袋松本の田、234㎡です。

これまでも賃借人が借受けていた農地で、基盤法の貸借期間満了に伴い、3条に切り替えて貸借を行うものです。

次に、整理番号8番は、大袋松本の田7筆、合計9,105㎡です。

こちらの経緯も、整理番号7番と同様です。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第13号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第13号は原案のとおり決定することとします。

(5番阿部雄一郎委員、6番須藤和委員 着席)

会 長 次に報告事項に入ります。  
報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第10号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。9ページをお開きください。

整理番号22番は、賃借人の経営規模縮小により解約を行ったものです。

今後、中間管理を通して新たな受け手に貸付けされることとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第10号を終わります。  
次に、報告第11号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 11 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

11 ページをお開きください。

整理番号 4 番は、受け手の経営規模縮小により解約するもので、今後中間管理を通して、隣接地の耕作者と貸借する予定となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 11 号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。